



監査免除の新たな適格基準

マレーシア会社登記所（CCM）は、2025年1月1日から発効する、民間企業の会計監査免除に関する新しい基準を導入する Practice Directive No. 10/2024（P.D. 10/2024）を交付しました。この新しい基準は、2025年から2027年まで段階的に施行され、2027年1月1日以降に始まる会計期間から全ての企業に適用される予定です。

この新しい会計監査免除基準では、以下の3つの適格基準のうち少なくとも2つを満たしている場合に適格企業と認定され、会計監査免除の資格を得ることができます。

1. 当会計年度および直近2会計年度における会社の年間売上高が RM3,000,000 を超えないこと。
2. 当会計年度および直近2会計年度における会社の総資産が RM3,000,000 を超えないこと。
3. 当会計年度末および直近2会計年度末時点における従業員数が30名を超えないこと。

この会計監査の免除基準は、2025年から2027年までの3年間にわたって段階的に導入される予定です。

年度	Phase 1 2025	Phase 2 2026	Phase 3 2027
会計年度	2025年1月1日から 2025年12月31日まで に始まる年度	2026年1月1日から 2026年12月31日まで に始まる年度	Commencing on or after 1 January 2027年1月1 日以降に始まる年度
免除条件			

年間売上高	RM1,000,000	RM2,000,000	RM3,000,000
総資産	RM1,000,000	RM2,000,000	RM3,000,000
従業員数	10	20	30

設立以来休眠している会社、および当会計年度および前会計年度中に休眠している会社は、引き続き会計監査が免除されます。

この P.D. 10/2024 に基づく会計監査の免除は、以下の場合には適用されません。

- (a) 2016 年会社法第 260 条に基づき、免除非公開会社としての証明書を登録官に提出することを
選択した免除非公開会社
- (b) 上場会社を含む公開会社
- (c) 公開会社の子会社である非公開会社
- (d) 外国企業